

第12回滋賀県首長会議「通学・通園等における子どもの安全対策について」
県提出 参考資料

- ・ 【参考資料3-1】令和元年5月9日付滋賀県通知「就学前児童の安全確保について」・・・p1
- ・ 【参考資料3-2】「県管理交差点の緊急安全確認の実施について」（滋賀県土木交通部）・・・p3
- ・ 【参考資料3-3】「園児等の交通安全確保に関する緊急提案・要望」（滋賀県）・・・p5
- ・ 【参考資料3-4】子どもの安全確保に関する緊急声明（日本創生のための将来世代応援知事同盟）・・・p7
- ・ 【参考資料3-5】「大津市大萱6丁目交差点交通事故後にかかる緊急対応状況等に関する調査結果」（滋賀県健康医療福祉部）・・・p9
- ・ 【参考資料3-6】「小さな命を守る交通安全プロジェクト」（滋賀県警察本部）・・・p11
- ・ 【参考資料3-7】「登下校防犯プランの概要」（平成30年6月22日関係閣僚会議資料）・・・p13
- ・ 【参考資料3-8】『「登下校防犯プラン」に基づく、通学路の安全点検状況（県全体）」（滋賀県教育委員会）・・・p15
- ・ 【参考資料3-9】「通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針」改正概要（滋賀県総合企画部）・・・p17
- ・ 【参考資料3-10】令和元年6月18日付関係閣僚会議資料（抜粋）「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」・・・p19
- ・ 【参考資料3-11】令和元年6月18日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」・・・p21

滋私大振第 406 号
 滋障福第 902 号
 滋子青第 932 号
 滋教委幼小中第 317 号
 滋教委保第 230 号
 令和元年(2019年)5月9日

各学校法人理事長
 各児童福祉施設長
 (助産施設、保育所、幼保連携型認定
 こども園および児童厚生施設を除く。)
 各認可外保育施設長
 滋賀県里親連合会会長
 各小規模住居型児童養育事業者
 各指定障害児通所支援事業者
 各市町児童福祉主管課長
 各市町教育委員会学校安全主管課長
 各子ども家庭相談センター所長

様

滋賀県総務部私学・県立大学振興課長
 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局長
 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課長
 滋賀県教育委員会事務局保健体育課長
 (公 印 省 略)

就学前児童の安全確保について (通知)

平素は、本県の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、大津市内の保育所において、散歩中の園児の列に車が衝突し、園児2名が亡くなられたほか、多数の園児と保育士が負傷されるという、痛ましい事故が発生いたしました。

平素から、各学校・施設におかれては教育・保育中の事故防止に努めていただいているところですが、今回改めて下記の事項について御留意願います。

特に、園外保育等の重要性を踏まえつつ、今回の事故を受け、日常的に利用する散歩の経路について、危険性の有無、交通量等を確認の上、児童の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各法人においてはその設置する施設等へ、各市町児童福祉主管課においては、その所管する保育所および認定こども園等へ、各市町教育委員会においてはその所管する幼稚園へ、本通知の内容について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

○事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組むこと。

○事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組、安全教育が不可欠であることに留意すること。

○日常的な点検

施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。

○教育・保育中の安全管理について

教育・保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境整備に取り組むこと。

○重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集および分析が活用できる場合もあるため、以下の取組を行うこと。

ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者に提出する。

イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 施設・事業者は、事故防止対策について、研修を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

○発生時の対応について

万一、不慮の事故が発生した場合には、適切な処置を行うとともに、報告の対象となる重大事故に該当する場合は、速やかに事故報告を行うこと。

【担当】

私学・県立大学振興課	平山	077-528-3271
障害福祉課	清水	077-528-3544
子ども・青少年局	木津、岡本	077-528-3553
幼小中教育課	北原	077-528-4660
保健体育課	永井	077-528-4614

滋賀県土木交通部道路課

県管理交差点の緊急安全確認の実施について

1 対象

交通量 1 万台／日以上で両方向 2 車線以上かつ歩道がある交差点

2 期間

5 月 13 日から 5 月 31 日まで

3 項目

防護柵、歩車道境界ブロック、区画線等の設置状況等

4 結果

安全確認を行った交差点	5 7 2 箇所
うち、防護柵がない交差点	4 3 8 箇所
歩車道境界ブロックがない交差点	4 4 箇所
構造物に損傷があった交差点	2 4 5 箇所

5 対応

防護柵、歩車道境界ブロックがない交差点については、歩行者の通行量や通学路の指定の有無等の利用実態を踏まえて、必要性について検討を進めており、まとまり次第速やかに対応する。

構造物に損傷があった交差点については緊急度の高いものから順次対応中で、できるだけ早く完了するよう努める。

園児等の交通安全確保に関する緊急提案・要望

令和元年5月8日に、滋賀県大津市大萱六丁目の県道交差点において、歩道上で信号待ちをしていた園児等の集団に交差点内で衝突した自動車が突っ込み、園児2名が死亡、1名が重体、保育士を含む13名が重軽傷を負った大変痛ましい事故が発生しました。

このような悲劇を二度と繰り返さぬよう、園児等の移動経路においても必要な交通安全対策を推進していくことが急務となっています。

現在、本県においては交通量が多い県管理の交差点について、今月末を目途に安全確認を実施し、その後速やかに必要な対策を講じていくこととしています。

また、大津市をはじめ、県内各市町においても園児等の安全確保に向けた点検に着手されるなどの取り組みも始まっているところです。

つきましては、園児等の交通安全確保に向けた安全対策を強かに推進していくにあたり、下記事項について特段のご配意を賜りますようお願いいたします。

記

1. 本県内において実施する交差点の安全確認結果等に基づく対策への財政的な支援
2. 園児等の移動経路など、今後の交通安全対策に関する支援の強化・特別の予算確保

令和元年(2019年) 5月

滋賀県知事

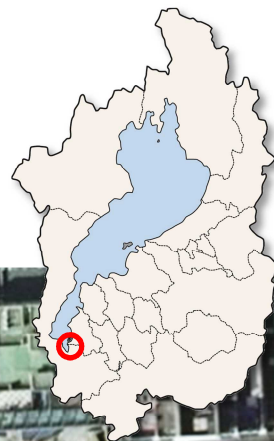
三浦大造

〔事故の状況および事故後の対応〕

1. 大津市^{おおがや}大萱六丁目交差点における交通事故と応急対策の概要 (一般県道 近江八幡大津線)

【事故概要】

- ・ 令和元年5月8日(水)AM10:15頃発生
- ・ 南進の軽四車と北進右折の普通車が衝突
- ・ 普通車との衝突後、軽四車が歩道の園児等に衝突
- ・ 園児13人、引率者3人 計16人
- ・ 園児2人死亡、1人重体、13人重軽傷



5/9 応急対策の状況



南進:軽四車動線

クッションドラム6基

園児等に衝突

ポストコーン15m

右折:普通車動線

2. 県管理交差点の緊急安全確認の実施(交通量1万台/日以上)

- ・ 確認交差点数 約600箇所
- ・ 確認内容 歩車道境界ブロックの状況
防護柵の状況
既存施設の損傷の有無
信号、横断歩道の有無
通学路の指定状況
近年の事故発生状況
緊急対策の必要の有無 など



3. 安全確保の周知徹底および保育士などへの心のケアの実施

- ・ 「就学前児童の安全確保について」文書を出し、園外保育等の重要性を踏まえつつ、散歩経路の危険性等を確認のうえ、児童の安全確保に努めるよう周知徹底
- ・ 関係機関と連携し、園児、保護者および保育士へ早期に心のケアを実施

子どもの安全確保に関する緊急声明

令和元年5月8日に、滋賀県大津市内の県道交差点において、歩道上で信号待ちをしていた園児等の集団に交差点内で衝突した自動車が入り込み、園児2名が死亡、1名が重体、保育士を含む13名が重軽傷を負った大変痛ましい事故が、また5月28日には、川崎市で小学生が通学途上で殺傷事件に巻き込まれるという事件が発生した。将来世代を応援する私たちも深い悲しみを覚える。心より御冥福をお祈りするとともに被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

日頃から、私たちは各関係機関とともに、交通事故防止や犯罪から子どもを守る取組に地域をあげて努めているところであるが、今般、この痛ましい事故や事件が発生したことを重く受け止め、これまでの取組を見直さなければならないとの危機感を共有するとともに、改めて、将来を担う大切な存在である子どものかけがえのない命を社会全体で守っていくとの認識で一致した。

このような悲劇が二度と繰り返されることなく、子どもが、未来に夢を持って安全に安心して健やかに育っていくことができるよう、政府に対し抜本的な対策を求めるとともに、社会全体で将来世代を支援する仕組みを構築することを目的に団結した私たち17県の知事自身が先頭に立って、子どもの安全確保に向けた対策に全力で取り組む決意である。

令和元年(2019年)6月1日

日本創生のための将来世代応援知事同盟

「大津市大萱6丁目交差点交通事故後にかかる 緊急対応状況等に関する調査結果」

参考資料3-5

R元.6.20期限

(県内全19市町に実施)

項目1 事故後実施された(またはする予定の)対応策について

- 注意喚起のメール・文書を行った 19 団体
- 園関係者に対して緊急会議を招集した 11 団体
- 危険箇所を緊急点検した 18 団体
- 事故防止マニュアルを整備した 8 団体
- 散歩コースへ人を配置した 6 団体
- 安全旗などの資材を新たに配布した 8 団体
- 国や県に対して要望を行った 9 団体
- その他 (以下に記載)
 - ・子どもの安全・安心に関して、市の広報紙に掲載
 - ・保健センター等の施設敷地内駐車場での徐行運転を促す張り紙を掲示
 - ・職員に対する研修の実施
 - ・園外保育実施にかかる調査
 - ・散歩時の人員(引率指導)の措置 等

項目2 上記対応策等を進める上で課題となった事項について

- 散歩コースの安全点検を行うにあたり、施設数も多く、各施設との日程調整や関係機関に協力をいただきながら点検体制を組む作業は多くの時間と労力を要した。
- 道路交通安全の要望を行う上で、警察署、国、県および市の道路管理者とそれぞれ調整が必要であった。
- 危険を感じる場所は、幼児に限らず、要配慮者(高齢者や妊婦、障害者等)も同じく危険であるものが多い点。
- 画一的な注意喚起や対応策では個々の実態に合わない恐れがあり、各園所への聞き取りや写真等で現場の掌握・確認が必要であった。
- 散歩ルートは季節や目的により変わるため、特に民間の保育園活動まで把握することは困難。
- 退避場所が狭い交差点にかかる安全対応。
- 園児の散歩ルートは通学路とは異なり、安全対策実施プログラムが作成されておらず、国土交通省の財源認定が困難。
- 国道・県道に関する対応の相談窓口が明確でない。
- 交通安全教室等、啓発拡大のための人材確保

項目3 事故をきっかけに、初めて取り組んだ事例について

- 散歩における安全チェックポイントの指導、園との話し合い。
- 園外事業の実施届の提出やルート確認のための調査実施。
- 園児の散歩にかかる注意事項・マニュアルの作成・関係機関への配布
- 警察署に、遠足で車の通行の多い交差点を横断すること、通過時刻を告知し、警察より、交差点に立っていただいた。
- 安全旗等、資器材の配布
- 保護者会から引率の協力が得られた。

項目4 事故に伴って実施された取組の中で広がりがあれば良いと思われる取組について(園の取組など、自発的なものも含む)

- 散歩コースの安全点検時に、危険箇所との関係から、ルートの一部変更を行った点
- 運転者に児童福祉施設や要配慮者施設が近くにあることがわかるような表示(標識)ができれば良い。

- 児童発達支援に携わるスタッフが、改めて園外療育にかかる危険性を認識し、細心の注意を払うようになるような啓発。
- 散歩先での事故時の緊急連絡体制整備
- 各園所の取組の情報共有
- 企業からの寄付の申出による安全物資の配布。
- 園外保育のポリシーなど、園独自による保護者向けへの文書の配布
- 保護者や地元学区の民生児童委員、駐在所の方による危険個所での立番
- 県道交差点についておける県と市町共同のクッションドラム配置。
- 行政と園との合同による定期的な散歩ルートの確認。
- 職員や地域住民による園児の活動を見守る意識の醸成。

項目5-① 国への要望事項について

- スクールゾーンに準じた「キッズゾーン」、スクールガードに準じた「キッズガード」の創設
- 幼児や高齢者の活動が多い場所であることを運転者に知らせるゾーン情報の発信・掲示
- 国道・市道へのハード対策の予算化
- ガードレール設置等の交通安全対策およびその財政支援
- 交通安全教室等、啓発拡大のための人材確保支援策
- 散歩時での引率の増員が可能となるよう、十分な保育士確保対策

項目5-② 県への要望事項について

- 取組に対する助言や支援、県関係課への働きかけ。
- 交差点対策の更なる充実（ガード設置、注意喚起掲示等）
- 警察関係機関の幼児、児童、高齢者、保育従事者等への出前講座の積極展開
- スクールゾーンに準じた「キッズゾーン」、スクールガードに準じた「キッズガード」の創設
- 施工前協議における、公安委員会協議の簡略（簡素）化
- 信号機、横断歩道の設置
- 県道・市道へのハード対策の予算化
- 交通安全教室等啓発拡大のための人材確保支援策
- 散歩時での引率の増員が可能となるよう、十分な保育士確保対策

項目6 その他

- 重大事案が起こった場合の早期応援体制の構築、特殊事務に対する相談窓口の設置。
- 高齢者の運転や交通対策について、さらなる啓発が必要となる。
- 子どもの健全育成という観点から、屋外での活動が制限されることが懸念される。
- 園児の保護者から、安全点検しているのであれば、安心のため、その旨を報告してもらえればとの意見があった。
- 保育士や交通安全対策課（ハード面）ばかりの指導ではなく、運転手に対する指導も強化していただきたい。

★小さな命を守る交通安全プロジェクト

滋賀県
警察本部
交通企画課

令和元年5月8日発生の幼児等が被害に遭う交通死亡事故を受け、県警が総力を挙げて実施



合同現地点検の状況



保護誘導活動の状況

大津市の事故現場に設置された信号機のLED化や周辺地域の安全施設の整備について補正予算を要求

「小さな命を守る交通安全プロジェクト」

- >プロジェクト1 【危険箇所対策】
 - 関係機関からの相談・要望への適切な対応
 - 関係機関との合同現地点検等の実施

- >プロジェクト2 【園児等に対する交通安全教育】
 - 保護者・園児に対する交通安全教育
 - 園外保育を重点とした交通安全教育

- >プロジェクト3 【保育現場周辺における啓発活動】
 - 県や自治体と連携した啓発活動の強化
 - 保育園施設や園外保育現場周辺における啓発活動の実施

- >プロジェクト4 【歩行者保護に向けた交通取締り】
 - 交差点関連違反の取締り強化
 - 園外保育に使用している路線に対する可搬式オービスの活用
 - 横断歩行者妨害取締りの強化

- >プロジェクト5 【道路施設の整備】
 - 事故危険箇所の現地検討会の実施
 - 県管理道路の安全点検結果に基づく諸対策の推進

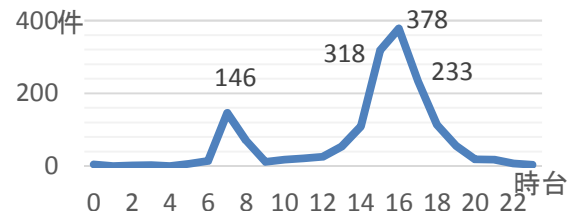
- >プロジェクト6 【ドライバー教育の充実】
 - 事故事例を取り入れた各種講習の実施

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
 - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ **登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務**

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



2. 通学路の合同点検の徹底及び 環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同
点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯
まちづくりの推進

4. 多様な担い手による 見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の
機会に気軽に実施できる「ながら見守り」
等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティ
ア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に
関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータル
サイト」による取組の支援



3. 不審者情報等の共有及び 迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや
迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等
の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に 関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等
を活用した登下校の安全確保の推進

「登下校防犯プラン」に基づく、通学路の安全点検状況(県全体)

○調査目的:「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施結果等を把握する。

○調査方法:各市町立小学校の点検実施結果等を、各市町教育委員会を通じて取りまとめ

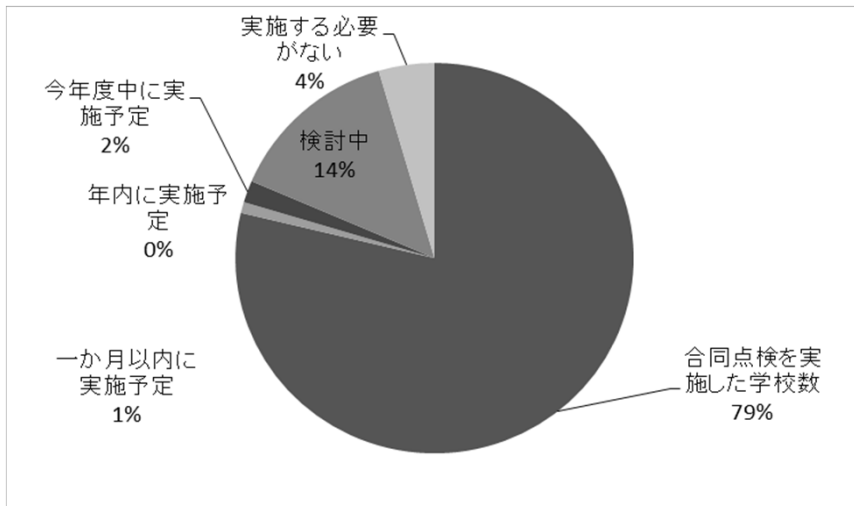
○調査時点:平成30年11月29日時点

○調査対象: 全公立小学校・義務教育学校数

221校

○調査対象結果:

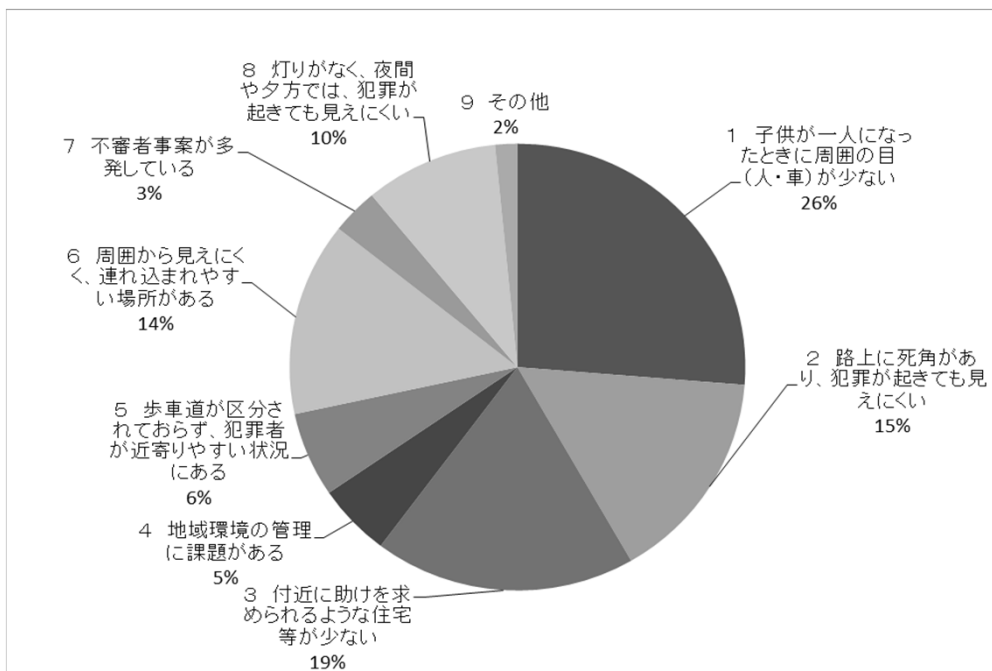
・合同点検を実施した学校数



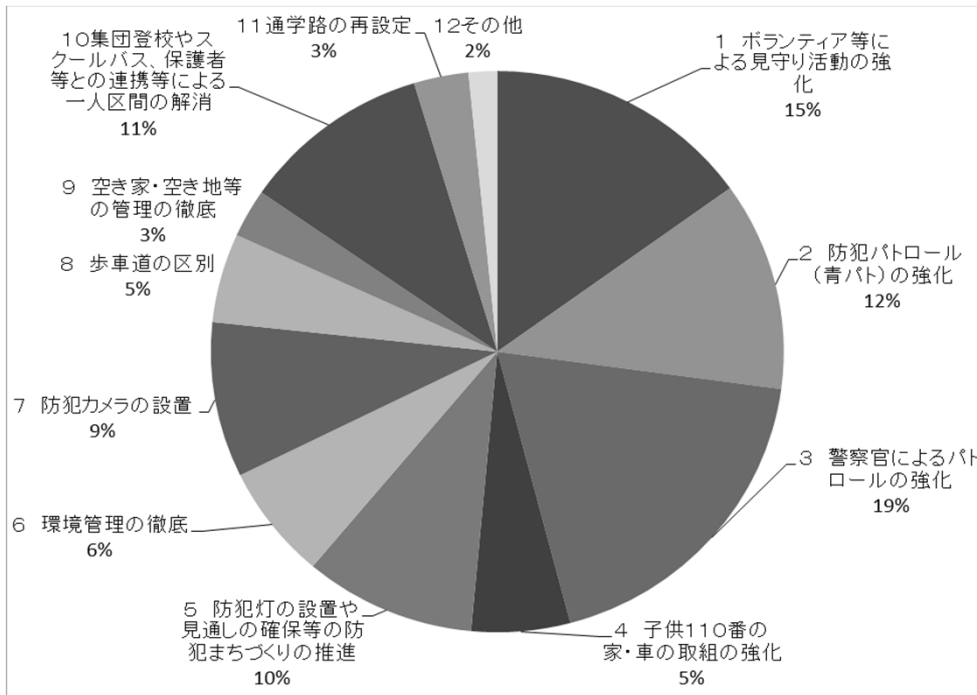
・対策必要箇所が把握された学校数

168校

・対策必要箇所の主な内容



・想定される主な対策



「通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針」を改正!!

通学、通園等に利用する道路等における児童生徒等（幼児、児童、生徒等）に対する犯罪を防止するため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、平成18年にこの指針を定めました。

今回、見守りの担い手の確保や、関係施設との連携などを盛り込み、滋賀県全体で児童生徒等の安全が確保されるように指針を改正しました。

改正のポイント



① 「ながら見守り」の推進

ジョギングや花の水やり等の普段の生活で、皆さんに防犯の意識を持っていただくことで、「地域を見守る目」を増やすことができます。もし不審と思われる人を見かけたら、警察へ通報してください。

② 放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の安全確保


放課後や土日、祝日に児童生徒等が通う場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等があります。これらの施設と情報共有して、児童生徒等を犯罪の手から守る取組を推進します。

③ 教職員等への防犯教育に関する研修の充実

児童生徒等に効果的な防犯教育を行うため、教職員等への研修を推進します。

※指針は、滋賀県のホームページに掲載しています。





「ながら見守り」 はじめてみませんか？

「ながら見守り」とは、普段の生活の中で、防犯の意識を持って
「子どもや地域のことを気にかける」防犯活動です。
何かあったり、お気づきのことがあれば、110番通報してください。



犬の散歩をしながら



ジョギングしながら



仕事をしながら



お花の水やりをしながら

皆さんで子どもや地域を見守りましょう



無理をしない



気軽に



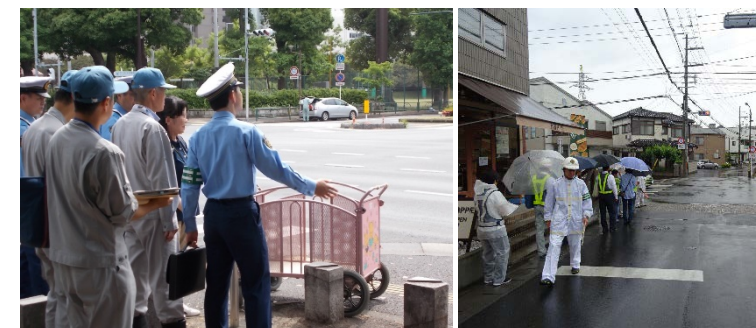
何かあったら
110番通報

1. 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保

(1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施

幼稚園・保育所・認定こども園等未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等について、当該園等、地方公共団体、道路管理者、警察等の連携・協力により、緊急安全点検を実施（本年9月末までに実施、10月中に結果の概要を集約）

【文科・厚労・内閣】



(2) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進

点検結果を踏まえ、ゾーン30の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備の強化とともに、歩道の設置・拡充、自動車・自転車の利用空間の分離、防護柵の設置、無電柱化、踏切対策、交差点改良等により安全・安心な歩行空間を整備、通過交通を幹線道路に転換（10月中に対策が必要な箇所数等のとりまとめ、本年度内に本格対策着手）【警察・国交】

走行速度を抑制する



歩行者の空間を確保する



歩行者・自転車の空間を優先して確保する



(3) 地域ぐるみで子供を見守るための対策等

- スクールゾーンの設定促進（本年6月中に都道府県教育委員会等に依頼）、保育所等の周辺でのキッズゾーン（仮称）の創設の検討（今秋を目途）【文科・厚労】
- 園外活動時に子ども達を見守るキッズガード（仮称）のモデル事業の実施（本年度中）及び制度化の検討【厚労】
- 幼児の通園路や園外活動中における見守り活動の充実【文科】
- 子供の通行が多い生活道路等における可搬式速度違反自動取締装置等を活用した適切な取締り【警察】

(4) 小学校の通学路の合同点検

文部科学省、警察庁、国土交通省の連携の下実施した小学校の通学路の合同点検及びその対策として行った道路交通安全環境整備等の継続実施（本年度以降も同様の取組を継続）【文科・警察・国交】



府政共生 160 号
 府子本第 172 号
 府子本第 174 号
 元教参学第 9 号
 子少発 0618 第 1 号
 子保発 0618 第 1 号
 障障発 0618 第 1 号
 令和元年 6 月 18 日

各都道府県民生主管部（局）
 各都道府県私立学校主管課
 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
 附属幼稚園及び附属特別支援学校幼稚部を置く
 各国立大学法人担当課
 各都道府県・指定都市特別支援学校担当課
 各都道府県認定こども園主管課
 各都道府県保育担当部（局）
 各都道府県障害児担当部（局）
 各指定都市・中核市民生主管部（局）
 各指定都市・中核市保育担当部（局）
 各指定都市・中核市障害児担当部（局）

の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
 参事官（交通安全対策担当）
 （公印省略）
 内閣府子ども・子育て本部
 参事官（子ども・子育て支援担当）
 （公印省略）
 内閣府子ども・子育て本部
 参事官（認定こども園担当）
 （公印省略）
 文部科学省総合教育政策局
 男女共同参画共生社会学習・安全課長
 （公印省略）
 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
 （公印省略）
 厚生労働省子ども家庭局保育課長
 （公印省略）
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
 （公印省略）

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について

本年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生しました。このように子供が犠牲となる交通事故を受け、関係閣僚会議が開催され、政府において、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとし、本方策の一つとして、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施することとなりました。

については、別紙のとおり、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を作成したので、同実施要領に沿って、関係機関と連携して安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領

1 実施対象

以下に掲げる対象施設において、未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下「集団移動経路等」という。）

※ 対象施設

公立幼稚園、私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、公立特別支援学校幼稚部、私立特別支援学校幼稚部、国立大学附属特別支援学校幼稚部、保育所・地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、児童発達支援（医療型を含む。）事業所

2 実施主体

対象施設を所管又は担当する機関（以下「所管機関」という。）、前記1の対象施設、道路管理者、対象施設の所在地を管轄する警察署（以下「地元警察署」という。）

※ 対象施設ごとの所管機関については別表を参照。

3 実施期間及び報告期限

(1) 実施期間

4 (1) 及び(2)については令和元年9月末までに、4 (3) アについては同年10月末までに実施する。

(2) 府省に対する報告期限

4 (3) イの合同点検等の実施結果の報告については令和元年10月末までに、4 (5) の交通安全対策の実施状況の報告については令和2年1月末時点における実施状況を同年2月末までに報告する。

4 実施内容（別添 対象施設ごとのフローチャート図参照）

(1) 対象施設による危険箇所の抽出

対象施設において、前記1の実施対象の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所（以下「危険箇所」という。）を抽出して以下の3類型に分類した上で、様式1（対象施設から所管機関に対する報告）により、所管機関に報告する。

なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じ、参考「交通の方法に関する教則（抜粋）」及び「交通安全教育指針（抜粋）」を参考とされたい。

また、本年度、既に実施対象について点検を実施している場合は、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

【類型】

○第1類型

集団移動経路等の変更など対象施設において単独で対応できる箇所

○第2類型

「通学路における緊急合同点検」（「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成24年5月30日文科科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）により実施依頼したもの）において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所

※ 上記箇所については、所管機関が市町村教育委員会等から情報を収集して対象施設に必要な応じて提供するなどの対応を行う。その際、都道府県が所管機関である場合にあっては、市町村教育委員会等からの情報収集にあたり、必要な応じて都道府県教育委員会等の協力を得ることも差し支えない。

○第3類型

第1類型及び第2類型以外の危険箇所

(2) 合同点検の実施及び交通安全対策が必要な箇所の抽出

所管機関及び対象施設は、前記(1)で抽出した危険箇所につき、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と共有するとともに、このうち第3類型に分類された危険箇所について、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と連携し、合同で点検を実施する。

所管機関及び対象施設は、合同点検実施後、合同点検の結果を集約した上で、合同点検に参加した関係機関で協議の上、交通安全対策が必要な箇所（以下「対策必要箇所」という。）を抽出する。

※ 合同点検の実施に係る日程調整は、原則として所管機関が行うものとする。

※ 合同点検は、地域の実情により、所管機関及び対象施設の双方が参加できない場合は、いずれか一方が参加して実施することもできる。

※ 本年度、既に関係機関等が合同で点検を実施している場合には、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

※ 所管機関が都道府県である場合であって、合同点検の実施に向けた調整、合同点検の実施及び対策案の作成に当たり特に必要である場合、適宜、都道府県教育委員会や福祉部局、市町村教育委員会や福祉部局からの協力を得ることは差し支えない。

(3) 対策案の作成・提出、合同点検等の実施結果の報告

ア 対策案の作成・提出

所管機関及び対象施設（地域の実情に応じ、所管機関又は対象施設のいず

れか一方でも可とする。)は、前記(2)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策案を作成し、要望として道路管理者及び地元警察署に提出する。

※ 対象施設のみが対策案を作成する場合にあっては、所管機関にも併せて対策案を提出する。

イ 合同点検等の実施結果の報告

対象施設は、様式1により、合同点検等の実施結果を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2(国等に対する報告)により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により合同点検等の実施結果を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

(4) 交通安全対策の実施

所管機関及び対象施設、道路管理者並びに地元警察署は、前記(3)の対策案を踏まえてそれぞれ交通安全対策を実施する。その際、所管機関及び対象施設は、保護者等と連携を図るとともに、道路管理者及び地元警察署の対策実施にかかる地元住民との調整に協力する。

道路管理者及び地元警察署は、交通安全対策の実施状況を所管機関へ報告する。

(5) 交通安全対策の実施状況の報告

対象施設は、様式1により、交通安全対策の実施状況を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により交通安全対策の実施状況を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

○本件についての問合せ先・報告先

(本件全般について)

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当
TEL：03-5253-2111（内線38272，38280）
FAX：03-3581-0902
E-mail：g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp

(認定こども園について)

内閣府 子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38446）
FAX：03-3581-2521
E-mail：kodomokosodateikai@cao.go.jp

(幼稚園、特別支援学校について)

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111（内線2695）
FAX：03-6734-3736
E-mail：anzen-chousa@mext.go.jp

(保育所・地域型保育事業所について)

厚生労働省 子ども家庭局 保育課
TEL：03-5253-1111（内線4854，4839）
FAX：03-3595-2674
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）について)

厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
TEL：03-5253-1111（内線4838）
FAX：03-3595-2313
E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38454）
FAX：03-3581-6501
E-mail：kodomokosodateikai@cao.go.jp

※上記の2府省に報告されたい。

(児童発達支援（医療型を含む。）事業所について）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

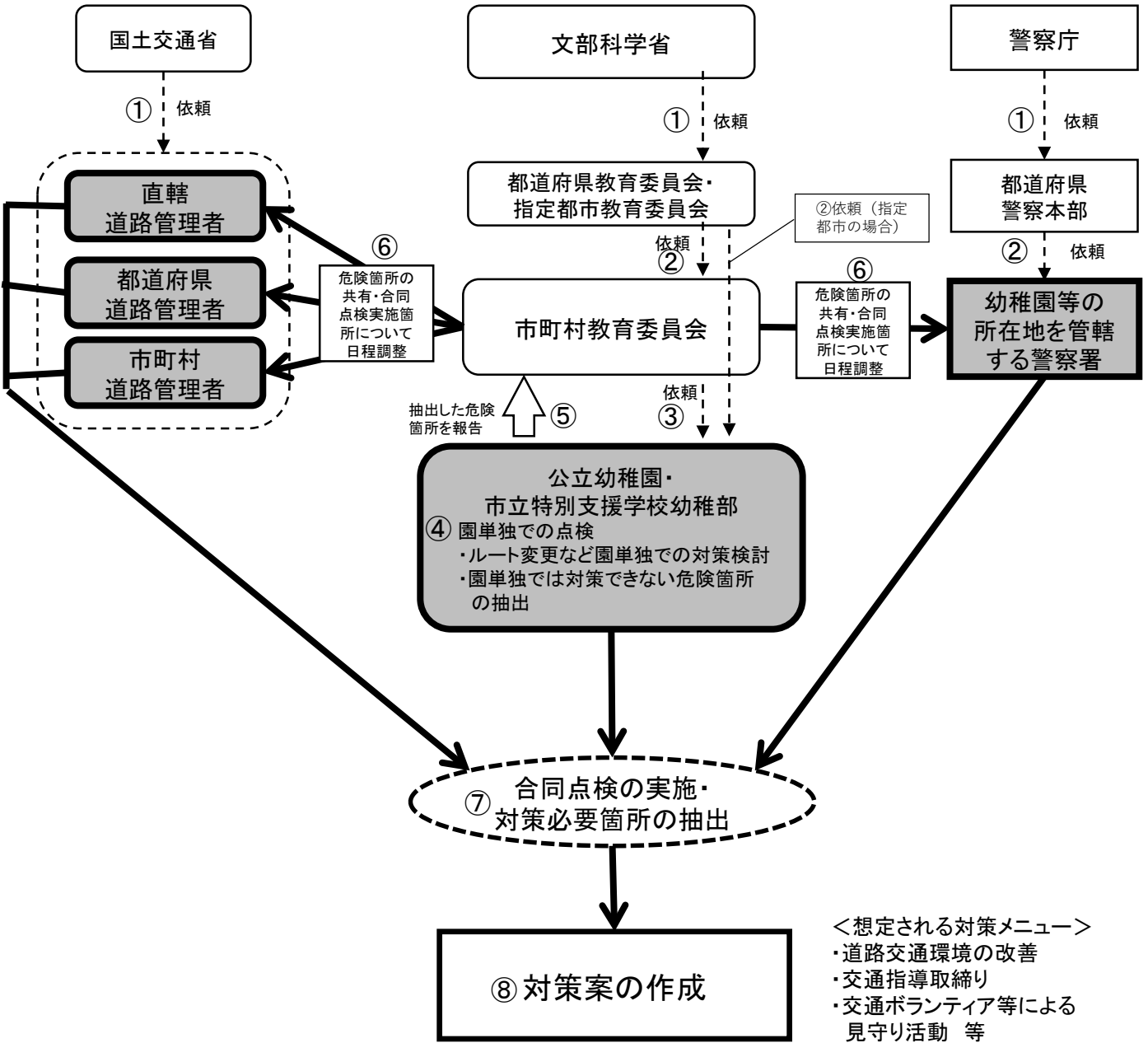
FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

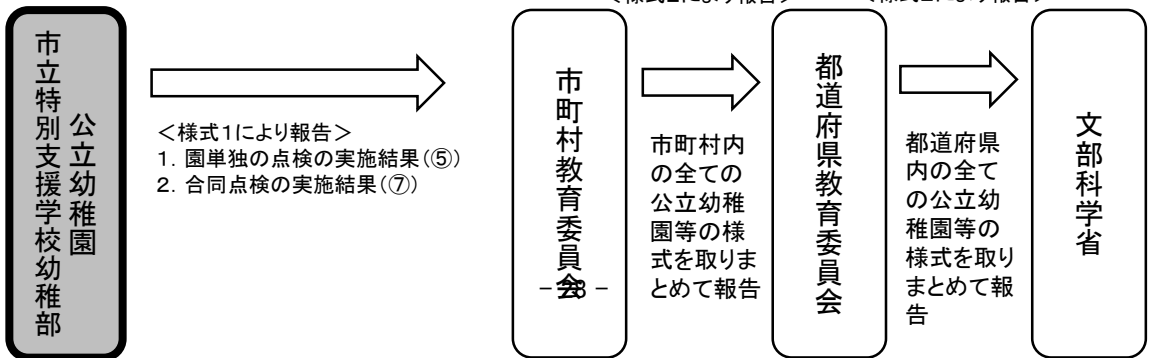
(別表)

対象施設	所管機関
公立幼稚園	市町村教育委員会
私立幼稚園	都道府県私立学校担当部局
国立大学附属幼稚園 国立大学附属特別支援学校幼稚部	国立大学法人
市立特別支援学校幼稚部	市町村教育委員会特別支援学校担当部局
県立特別支援学校幼稚部	都道府県教育委員会特別支援学校担当部局
私立特別支援学校幼稚部	都道府県私立学校担当部局
保育所・地域型保育事業所	市町村保育担当部局
認定こども園	市町村認定こども園担当部局
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む。)	都道府県保育担当部局
児童発達支援（医療型を含む。）事業所	市町村障害福祉担当部局

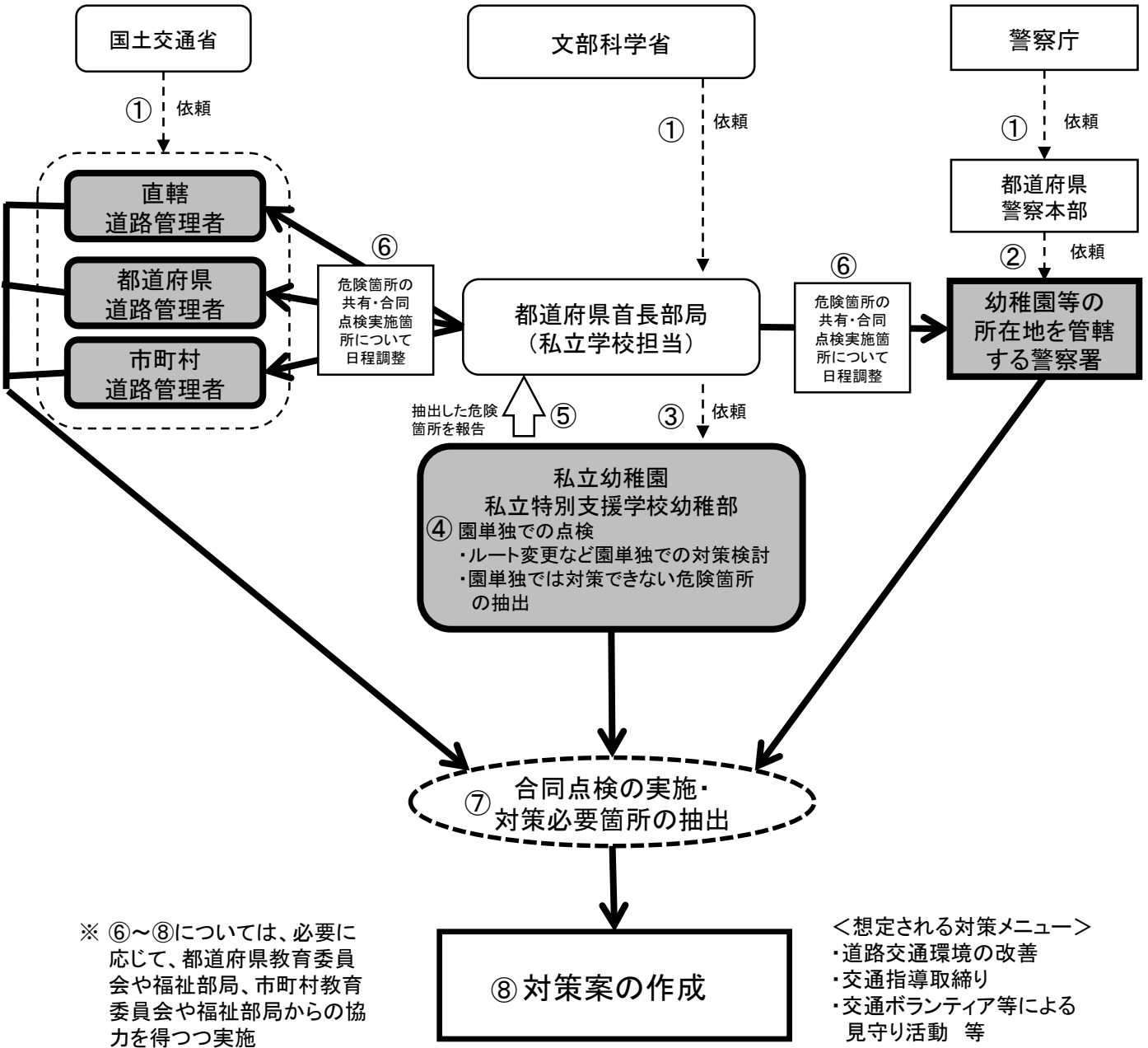
公立幼稚園・市立特別支援学校幼稚部用



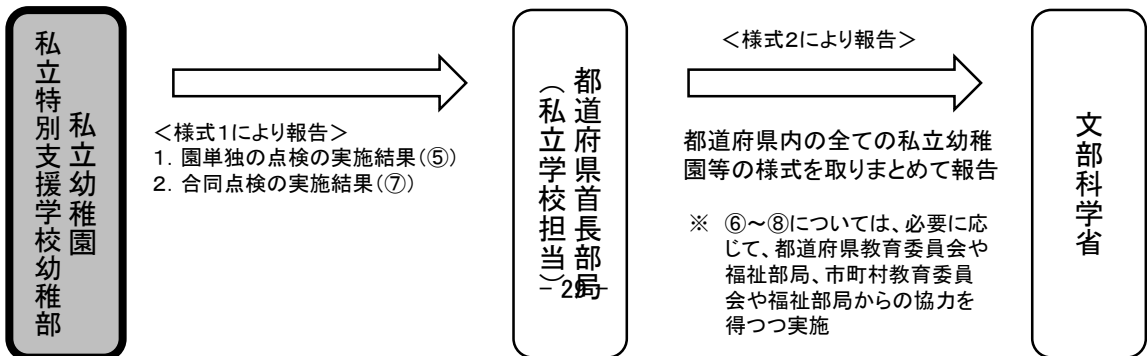
★合同点検等の実施結果の報告



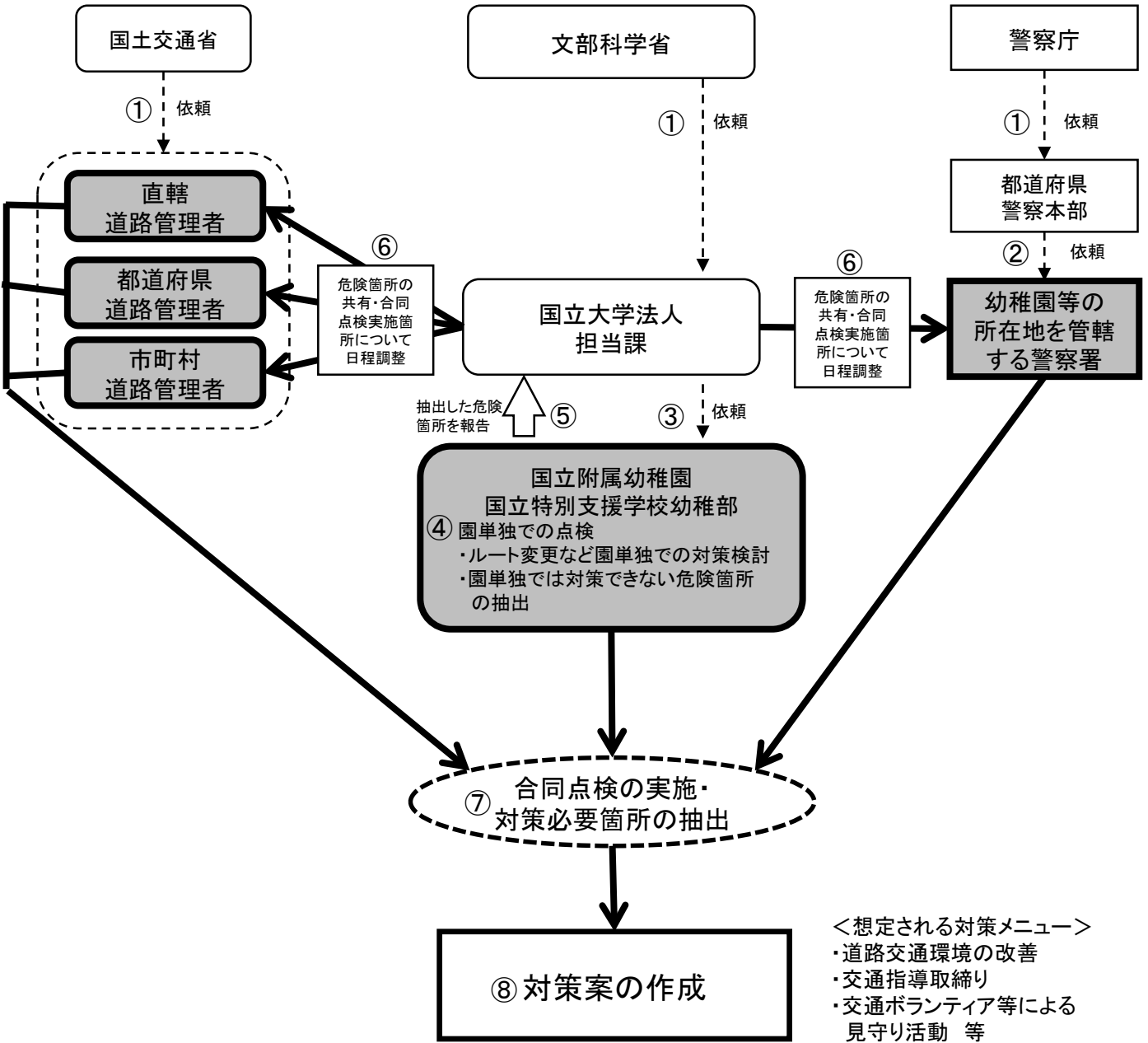
私立幼稚園用 私立特別支援学校幼稚部用



★合同点検等の実施結果の報告

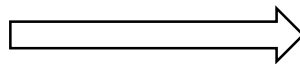


国立大学附属幼稚園用 国立大学附属特別支援学校幼稚部



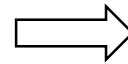
★合同点検等の実施結果の報告

国立大学附属幼稚園・
国立大学附属
特別支援学校幼稚部



<様式1により報告>
1. 園単独の点検の実施結果(⑤)
2. 合同点検の実施結果(⑦)

<様式2により報告>

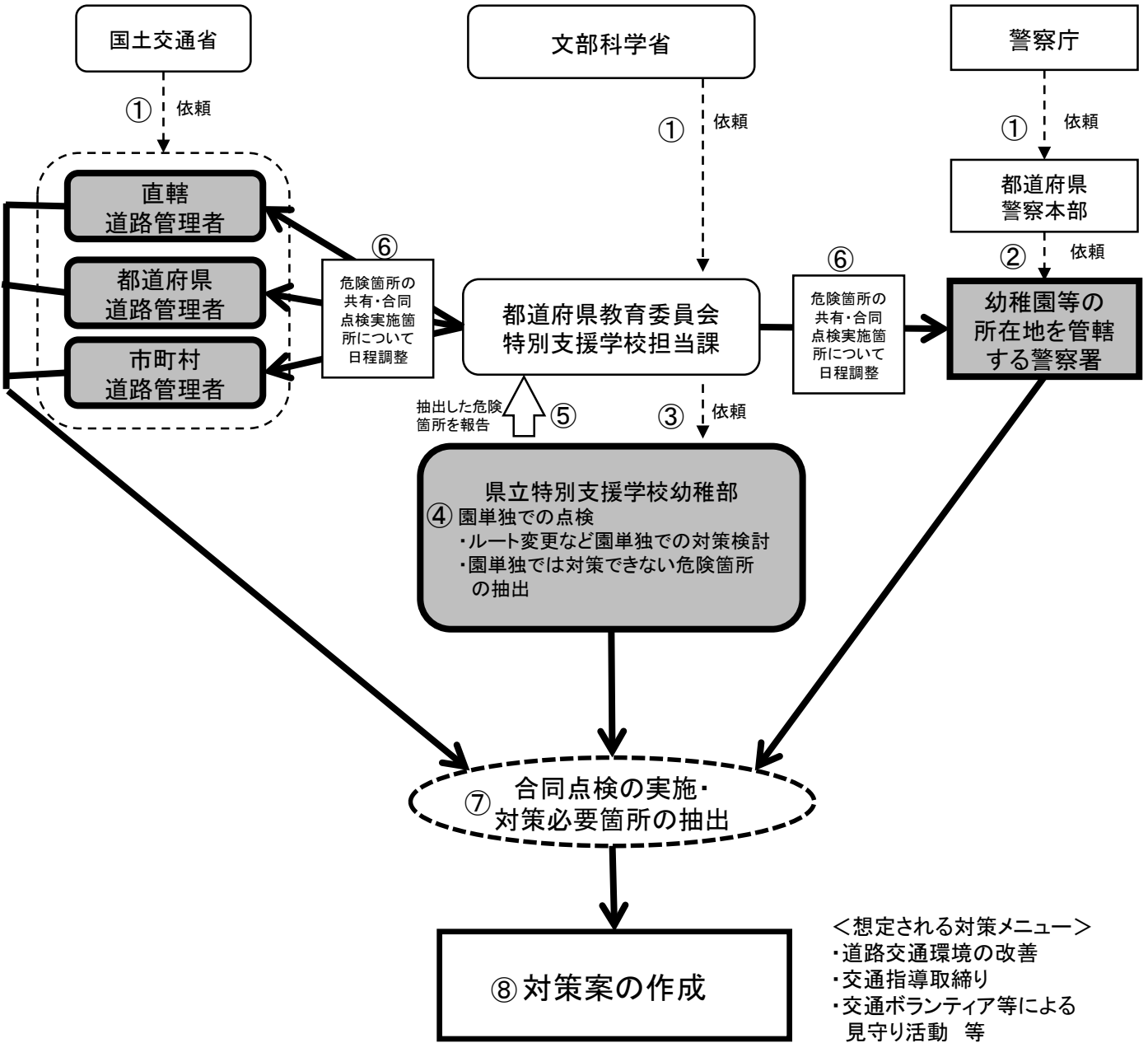


様式を取り
まとめて報
告

国立大学法人
担当課

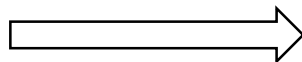
文部科学省

都道府県立 特別支援学校幼稚部用



★合同点検等の実施結果の報告

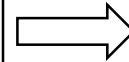
都道府県立
特別支援学校幼稚部



<様式1により報告>
1. 園単独の点検の実施結果(⑤)
2. 合同点検の実施結果(⑦)

<様式2により報告>

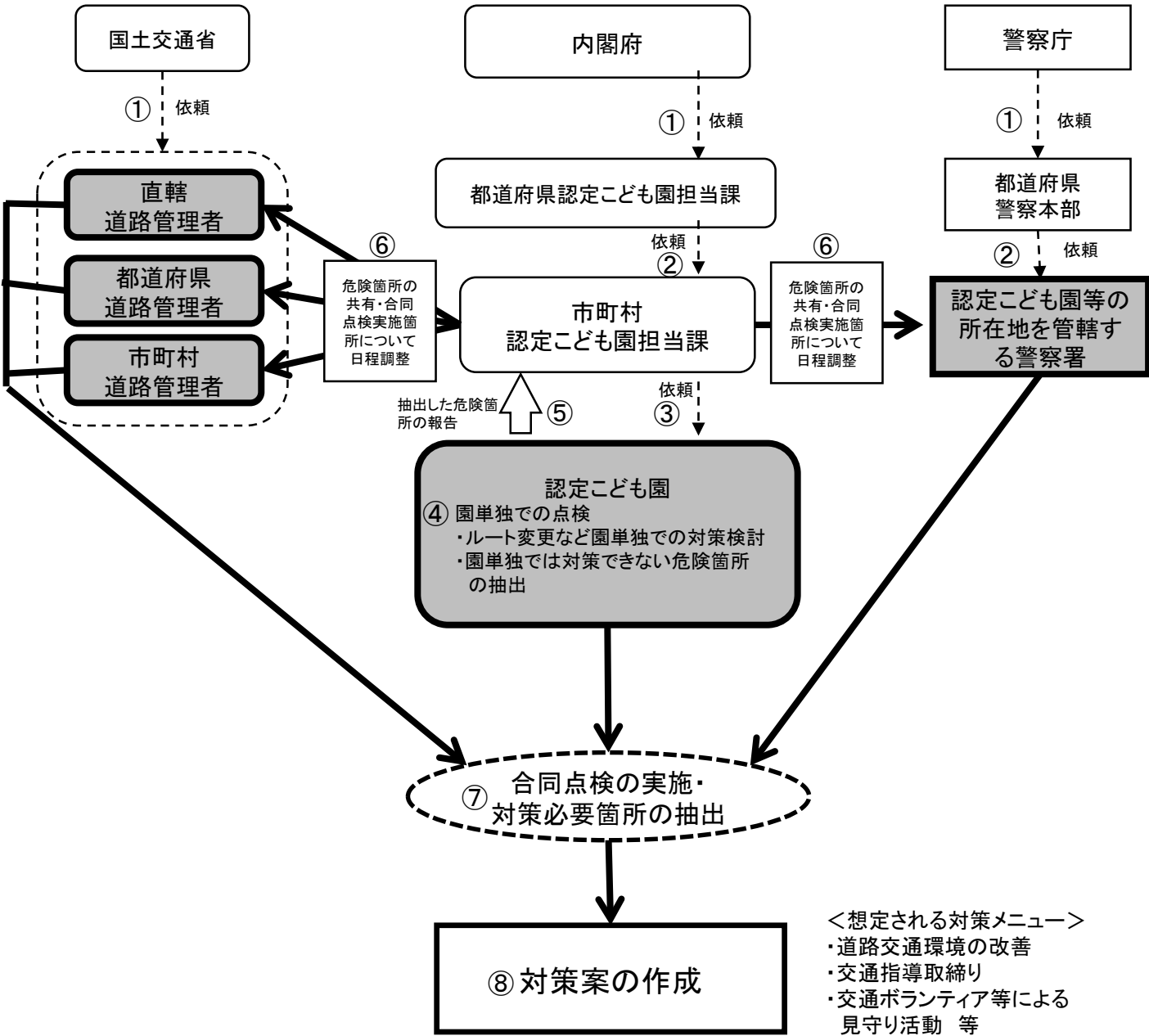
都道府県教育委員会
特別支援学校担当課



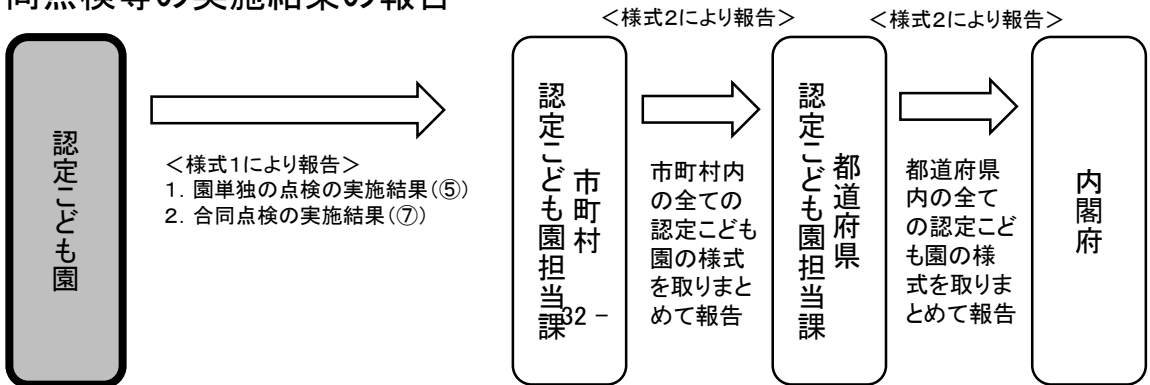
都道府県内の全ての
県立特
支幼稚部
の様式を
取りまとめ
て報告

文部科学省

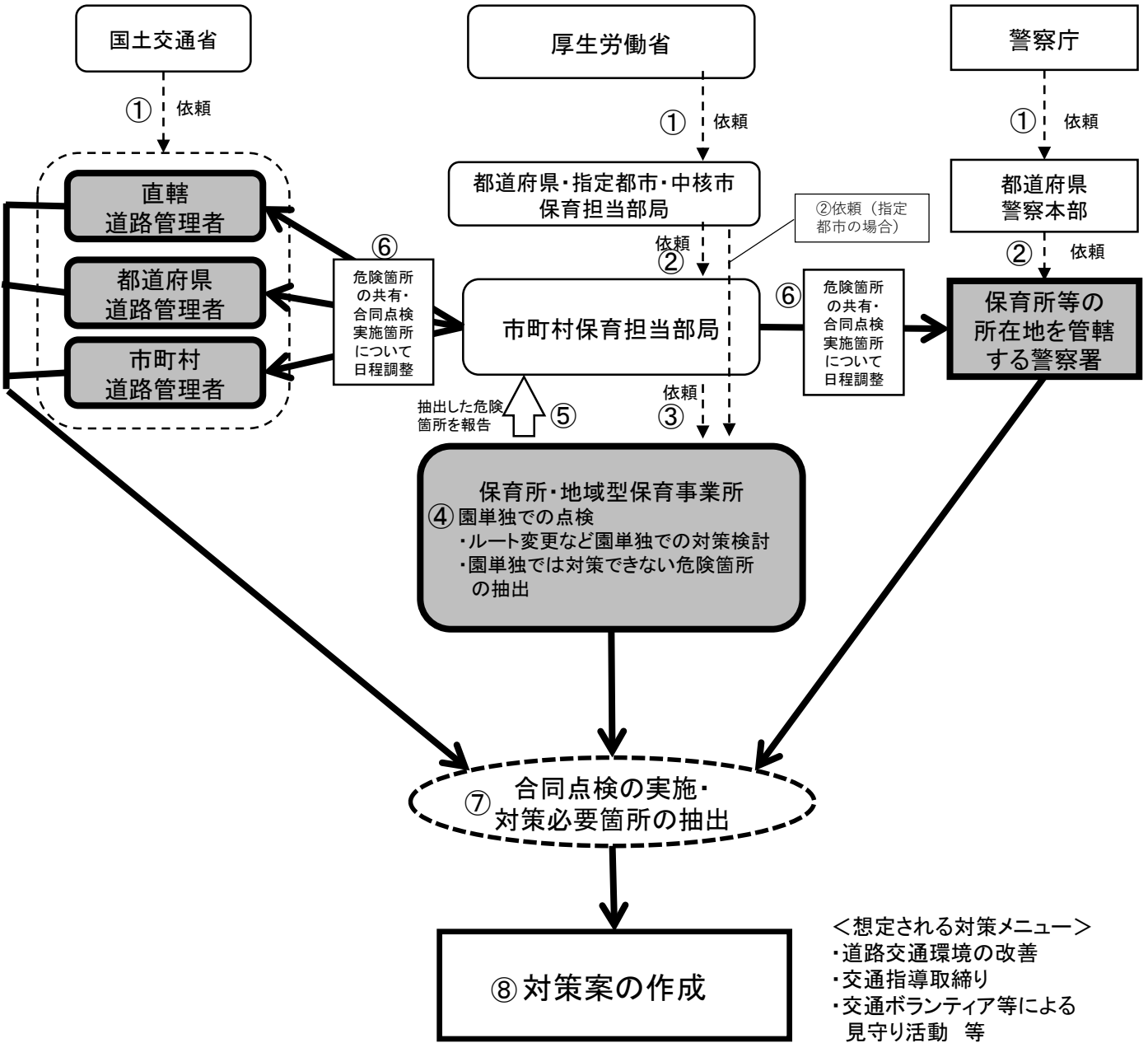
認定こども園用



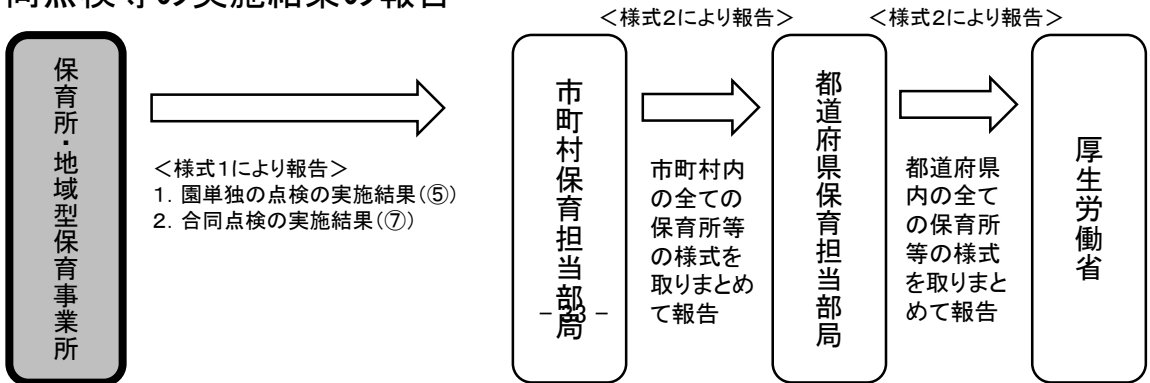
★合同点検等の実施結果の報告



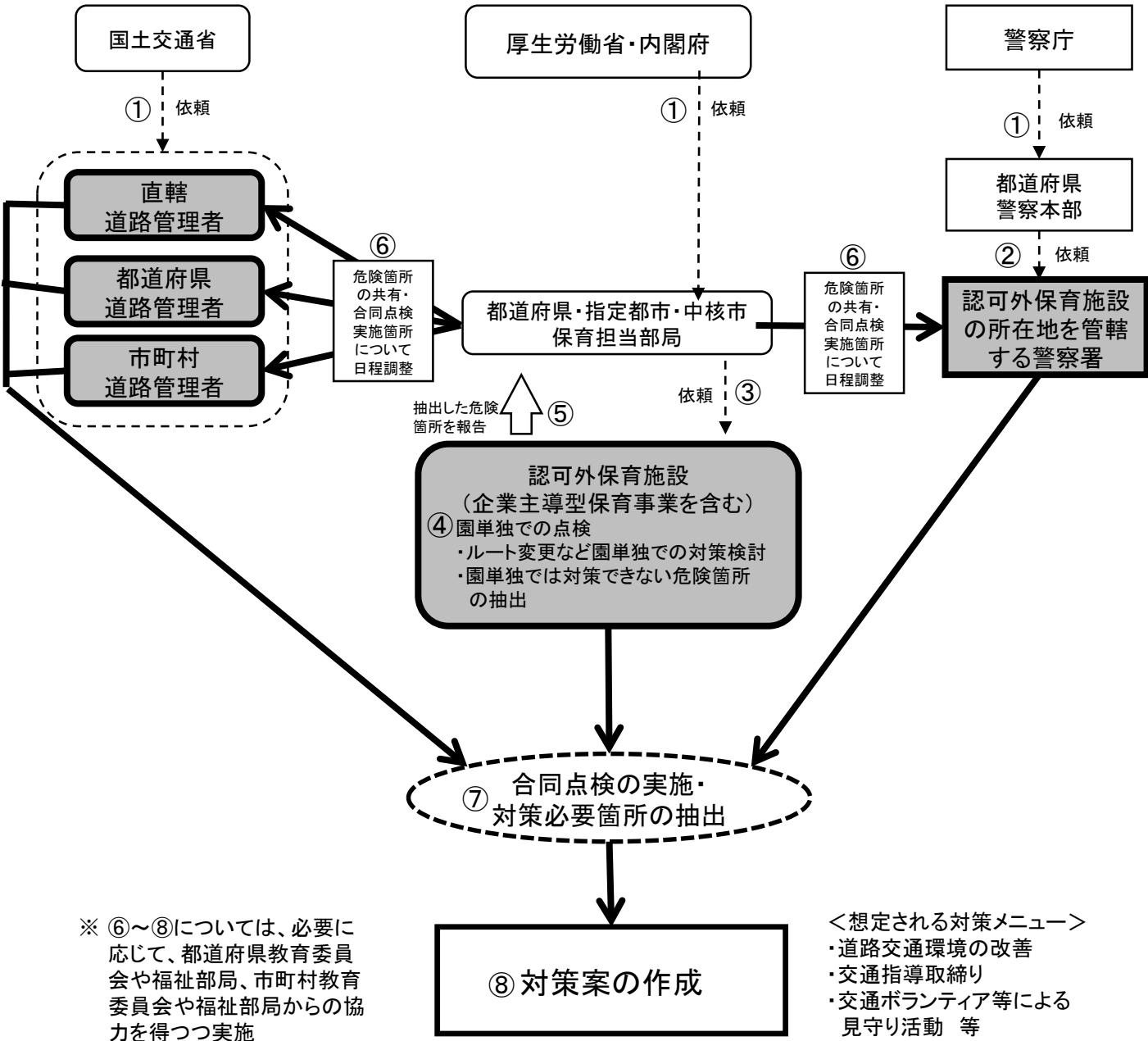
保育所・地域型保育事業所用



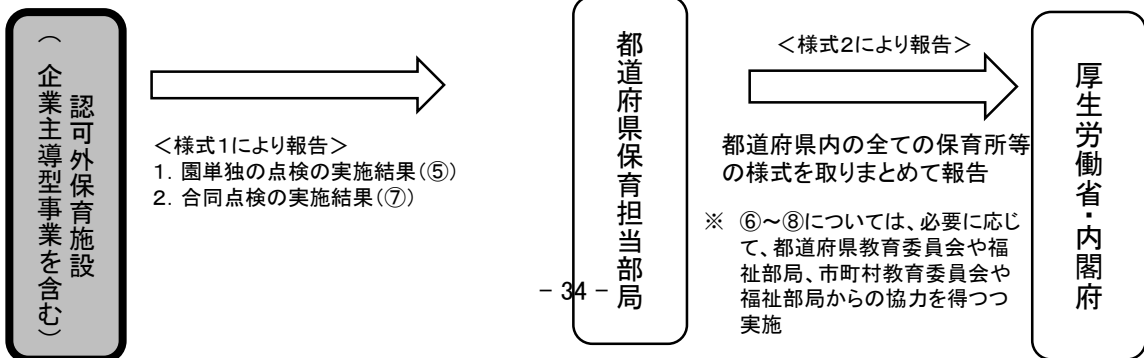
★合同点検等の実施結果の報告



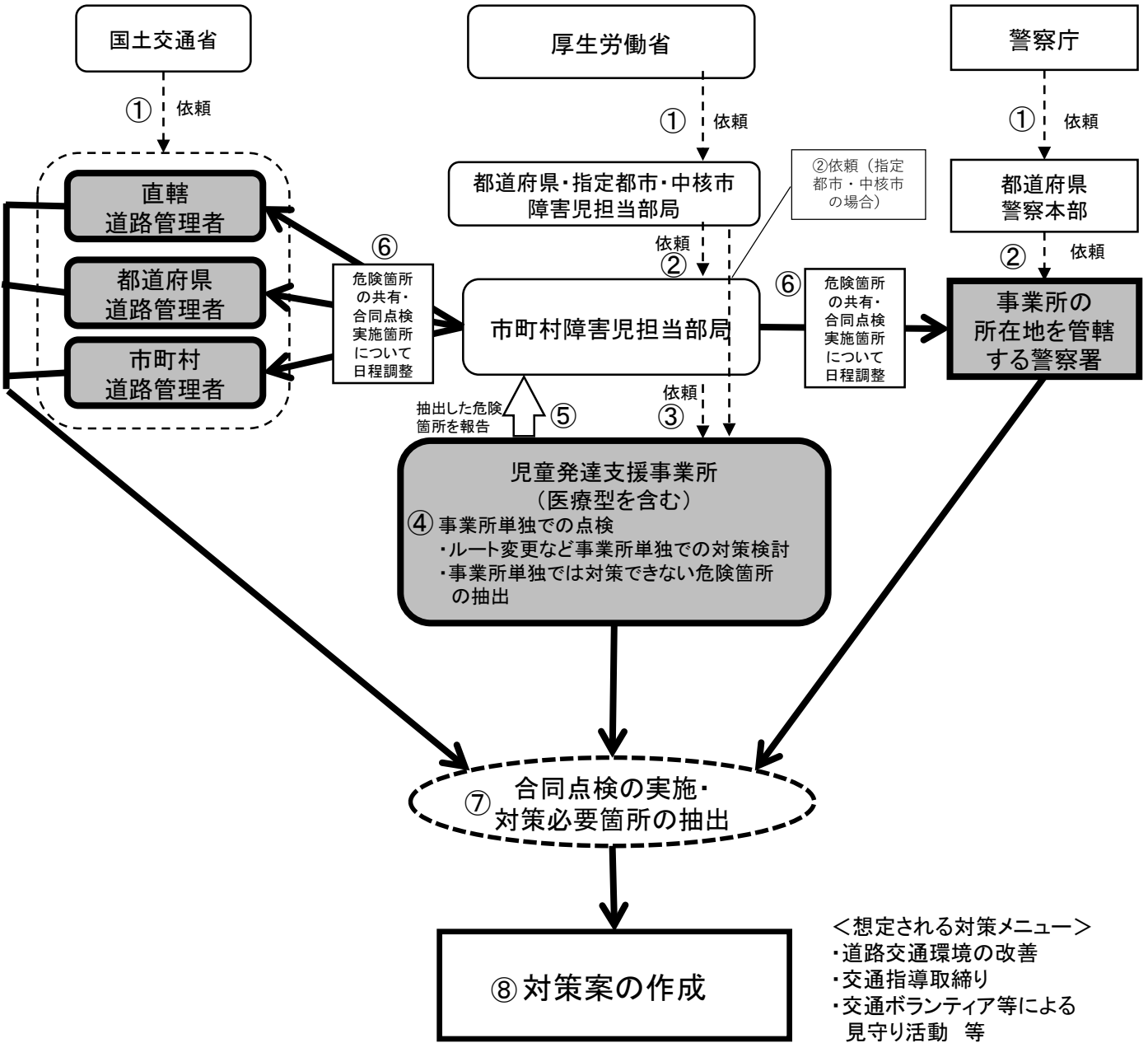
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む)



★合同点検等の実施結果の報告



児童発達支援事業所用 (医療型を含む)



★合同点検等の実施結果の報告

